

令和7年4月以降に普通MT免許取得をご希望のお客様へ

令和7年4月より施行される

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」を受け、
令和7年4月以降に普通MT免許取得希望でご入校されるお客様より「普通MT免許」の取得方法と料金が変更になります。

MT (AT 教習+AT 限定解除プラン)

MT 免許取得のながれとしては、AT 車を使用して技能教習を受講します。AT 車の卒業検定を受験し、AT 車卒業検定合格後に MT 車を使用して所内（自動車学校のコース）で最短4時限の AT 限定解除教習を受講した後、MT 技能審査を受けて頂きます。

MT 技能審査合格後、「AT 限定卒業証明書・MT 技能審査合格証明書」の2通を持参し、本免学科試験（平針）を受験し、合格すると「普通MT免許」が交付されます。